

積算基準

(機械編)

令和3年7月制定

三重県県土整備部

(2) 現場管理費

- 1) 鋼製付属設備を単独で発注する場合の現場管理費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。
- 2) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。
- 3) 河川浄化設備の現場管理費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。

(3) 据付間接費

- 1) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。
- 2) 河川浄化設備の据付間接費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。

3 設計技術費

- (1) 塗装工事(現場塗替え工事)は、設計技術費を計上しない。修繕工事で内容が設備の修繕の場合は、設計技術費を計上する。
- (2) 河川浄化設備の設計技術費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。

4 一般管理費等

(1) 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、表-3 の補正値を加算したものを一般管理費等とする。

表-3 契約保証に係る一般管理費等率の補正 (%)

保証の方法	補正値
ケース1: 発注者が金銭的保証を必要とする場合(工事請負契約書第4条を採用する場合)。	0.04
ケース2: 発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3: ケース1及びケース2以外の場合。	補正しない

5 端数処理

- (1) 間接労務費、工場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- (2) 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- (3) 現場管理費、据付間接費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- (4) 設計技術費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。